



宮 崎 県 公 報

平成26年5月1日(木曜日) 第 2586 号

発 行 宮 崎 県
印 刷 宮 崎 市 旭 1 丁 目 6 番 25 号
K・Pクリエイションズ株式会社発 行 定 日 毎 週 月 ・ 木 曜 日
購 読 料 (送 料 共) 1 年 37,200 円

目 次

規 則

○精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行
細則…………… (障害福祉課) 1

告 示

○民有林の保安林の指定 (2 件) …… (自然環境課) 43
○特定計量器の定期検査の実施…………… (商工政策課) 43
○農業共済組合検査規程の一部を改正する告示… (農政企画課) 43○道路の区域の決定…………… (道路保全課) 44
○道路の区域の変更…………… (") 44
○道路の供用の開始…………… (") 44

公 告

○宮崎県ホームページリニューアル及び運用・保
守に関する業務に係る企画提案競技の実施…………… (秘書広報課) 44
○狩猟免許試験の実施…………… (自然環境課) 45
○狩猟免許更新申請者に対する講習及び適性検査
の実施…………… (") 46
○土地改良区の土地改良事業計画変更の認可…………… (農村整備課) 47

規 則

精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行細則をここに公布する。

平成26年5月1日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

宮崎県規則第32号

精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行細則

精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行細則 (昭和41年宮崎県規則第16号) の全部を改正する。

(趣旨)

第1条 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律 (昭和25年法律第 123号。以下「法」という。) の施行については、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行令 (昭和25年政令第 155号。以下「政令」という。) 及び精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行規則 (昭和25年厚生省令第31号。以下「省令」という。) 並びに精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第38条の 2 第 3 項に規定する任意入院者の症状等の報告に関する条例 (平成19年宮崎県条例第56号。以下「条例」という。) に定めるもののほか、この規則の定めるところによる。

(精神障害者診察保護申請書)

第2条 法第22条第1項の規定による申請は、精神障害者診察保護申請書 (別記様式第1号) によってするものとする。

(精神障害者退院申出届出書)

第3条 法第26条の 2 の規定による届出は、精神障害者退院申出届出書 (別記様式第2号) によってするものとする。

(診察依頼書の交付)

第4条 知事は、法第27条第1項若しくは第2項、第29条の 2 第1項、第34条第1項若しくは第3項、第38条の 7 第2項又は第45条の 2 第4項の規定により精神保健指定医 (以下「指定医」という。) に診察をさせるときは、診察依頼書 (別記様式第3号) を当該指定医に交付するものとする。

(移送に際してのお知らせ)

第5条 知事は、法第27条第1項又は第2項の規定による指定医の診察を行う場合において、当該診察を受ける者を移送するときは、その者に対し移送に際してのお知らせ (別記様式第4号 (その1)) を交付するものとする。

2 法第29条の 2 の 2 第2項の書面は、移送に際してのお知らせ (別記様式第4号 (その2)) によるものとする。

3 法第34条第4項において準用する法第29条の 2 の 2 第2項の規定による書面は、移送に際してのお知らせ (別記様式第4号 (その3)) によるものとする。

(診察通知書)

第6条 法第28条第1項の規定による通知は、診察通知書 (別記様式第5号) によってするものとする。

(措置入院決定通知書の交付)

第7条 知事は、法第29条第1項又は第29条の 2 第1項の規定により精神障害者を入院させる場合において、当該精神障害者の保護の任に当たっている者がいるときは、その者に対し措置入院決定通知書 (別記様式第6号) を交付するものとする。ただし、急迫の事情があるときは、この限りでない。

(入院措置解除通知書の交付)

第 8 条 知事は、法第 29 条第 1 項の規定により入院した者を法第 29 条の 4 第 1 項の規定により退院させるときは、その者を入院させている精神科病院又は指定病院（以下「精神科病院等」という。）の管理者及び当該入院者の保護の任に当たっている者があるときはその者に対し入院措置解除通知書（別記様式第 7 号）を交付するものとする。

(措置入院決定のお知らせ)

第 9 条 法第 29 条第 3 項（法第 29 条の 2 第 4 項において準用する場合を含む。）の書面は、措置入院決定のお知らせ（別記様式第 8 号）によるものとする。

(措置入院者の症状消退届)

第 10 条 法第 29 条の 5 の規定による届出は、措置入院者の症状消退届（別記様式第 9 号）によってするものとする。

(費用の徴収)

第 11 条 知事は、法第 31 条の規定により、入院に要した費用として別表に定める算定基準により算定した額（この条において「算定額」という。）を、法第 29 条第 1 項及び第 29 条の 2 第 1 項の規定により入院させた精神障害者又はその扶養義務者から徴収するものとする。ただし、当該精神障害者又はその扶養義務者が特別の事情により算定額の全部又は一部を負担することができないと認められるときは、これを減免することができる。

(医療保護入院者の入院届)

第 12 条 法第 33 条第 7 項の規定による届出は、次の各号に掲げる届出の区分に応じ、当該各号に定める様式によってするものとする。

- (1) 法第 33 条第 1 項又は第 3 項の規定による措置に係る届出 医療保護入院者の入院届（別記様式第 10 号）
- (2) 法第 33 条第 4 項後段の規定による措置に係る届出 特定医師による医療保護入院者（第 33 条第 1 項・第 4 項又は第 33 条第 3 項・第 4 項）の入院届及び記録（別記様式第 11 号）

(医療保護入院者の退院届)

第 13 条 法第 33 条の 2 の規定による届出は、医療保護入院者の退院届（別記様式第 12 号）によってするものとする。

(応急入院届)

第 14 条 法第 33 条の 7 第 5 項の規定による届出は、次の各号に掲げる届出の区分に応じ、当該各号に定める様式によってするものとする。

- (1) 法第 33 条の 7 第 1 項の規定による措置に係る届出 応急入院届（別記様式第 13 号）
- (2) 法第 33 条の 7 第 2 項後段の規定による措置に係る届出 特定医師による応急入院（第 33 条の 7 第 2 項）届及び記録（別記様式第 14 号）

(定期病状報告書)

第 15 条 法第 38 条の 2 第 1 項の規定による報告は、措置入院者の定期病状報告書（別記様式第 15 号）によってするものとする。

2 法第 38 条の 2 第 2 項において準用する同条第 1 項の規定による報告は、医療保護入院者の定期病状報告書（別記様式第 16 号）によってするものとする。

3 条例第 2 条第 1 項の規定による報告は、任意入院者の定期病状報告書（別記様式第 17 号）によってするものとする。

(退院命令書)

第 16 条 法第 38 条の 7 第 2 項の規定による命令は、退院命令書（別記様式第 18 号）によってするものとする。

(仮退院許可の申請等)

第 17 条 精神科病院等の管理者は、法第 40 条の許可を受けようとするときは、措置入院者仮退院許可申請書（別記様式第 19 号）を知事に提出するものとする。

2 精神科病院等の管理者は、法第 40 条の規定により仮退院させた措置入院者を仮退院許可期限内に再入院させようとするときは、仮退院者再入院届（別記様式第 20 号）を知事に提出するものとする。

(措置入院者の事故報告)

第 18 条 精神科病院等の管理者は、措置入院者の無断離院、死亡その他事故があったときは、直ちに措置入院者事故報告書（別記様式第 21 号）を知事に提出するものとする。

(障害者手帳申請書等)

第 19 条 法第 45 条第 1 項又は政令第 8 条第 1 項若しくは第 9 条第 1 項の規定による申請は、障害者手帳申請書（別記様式第 22 号）によってするものとする。

2 省令第 23 条第 1 号に規定する診断書は、診断書（精神障害者保健福祉手帳）（別記様式第 23 号）によるものとする。

3 法第 45 条第 3 項の規定による通知は、不承認通知書（別記様式第 24 号）によってするものとする。

(障害者手帳記載事項変更届・再交付申請書)

第 20 条 政令第 7 条第 2 項又は第 4 項の規定による届出及び政令第 10 条第 1 項の規定による申請は、障害者手帳記載事項変更届・再交付申請書（別記様式第 25 号）によってするものとする。

(障害者手帳返還命令書等)

第 21 条 法第 45 条の 2 第 3 項の規定による返還命令は、障害者手帳返還命令書（別記様式第 26 号）によってするものとする。

2 知事は、法第 45 条の 2 第 4 項の規定による診察を受ける者に診察通知書（別記様式第 27 号）を交付するものとする。

(提出書類の経由)

第 22 条 この規則の規定により知事に提出する書類は、精神科病院等の所在地を管轄する保健所長を経由しなければならない。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則の施行の際現にこの規則による改正前の精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行細則（以下「改正前の規則」という。）の規定により提出されている申請書その他の書類は、この規則による改正後の精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行細則の相当規定により提出された申請書その他の書類とみなす。
- 3 この規則の施行の際現に存する改正前の規則の規定に定める様式による用紙は、当分の間、所要の事項を適宜補正して使用することができる。

別表（第11条関係）

費用徴収基準表

所得税額の合算額（年額）	費用徴収額（月額）
1,470,000円以下	0円
1,470,000円超	20,000円（措置入院に要した医療費の額から他の法律により給付を受けることができる額（法第30条の2に規定する他の法律による給付の額をいう。）を控除して得た額が20,000円に満たない場合にあっては、当該控除して得た額）

備考

- 1 費用徴収額は、月額によって決定するものとし、その額は、法第29条第1項及び第29条の2第1項の規定により知事が入院させた精神障害者並びにその配偶者及び当該精神障害者と生計を一にする絶対的扶養義務者（直系血族及び兄弟姉妹をいう。以下同じ。）の前年分の所得税額（前年分の所得税額が確定していない場合には、前前年分の所得税額）を合算した額を基礎として認定した額とする。
- 2 月の途中で措置入院を開始し、又は終了する場合には、その月の費用徴収額の認定に当たっては、日割計算をするものとし、表中「20,000円」とあるのは、「20,000円をその月の実日数で除して得た額に措置入院の期間の日数を乗じて得た額」と読み替えるものとする。この場合において、1円未満の端数を生じた場合には、これを切り捨てる。
- 3 法第29条第1項及び第29条の2第1項の規定により知事が入院させた精神障害者又はその属する世帯の世帯員が生活保護法（昭和25年法律第144号）による保護又は中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）による支援給付を受けている場合には、所管の福祉こどもセンター所長又は福祉事務所長の証明により、費用徴収を行わないものとする。
- 4 費用徴収額の認定に当たって法第29条第1項及び第29条の2第1項の規定により知事が入院させた精神障害者の属する世帯の構成、扶養義務者の範囲、生活保護法又は中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の適用の有無、所得の有無及び種類、所得税額等を把握するため必要がある場合には、当該精神障害者の配偶者若しくは生計を一にする絶対的扶養義務者（以下「配偶者等」という。）から必要な書類を提出させ、又は税務署、市町村役場、福祉こどもセンター、福祉事務所等の関係機関若しくは当該精神障害者の配偶者等に対し照会等を行うものとする。

別記

様式第 1 号 (第 2 条関係)

精神障害者診察保護申請書

年 月 日

宮崎県知事

殿

申請者 住 所

氏 名

㊞

生年月日

精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第22条第1項の規定により、下記のとおり精神保健指定医の診察及び保護を申請します。

記

1 精神障害者 (又はその疑いのある者)

現在場所

居 住 地

氏 名

性 別

生年月日

2 症状の概要

3 精神障害者 (又はその疑いのある者) を知った時期

4 医師の診察を受けたことがある場合は、その時期及び病名

5 現に本人の保護の任に当たっている者があるときは、その者の住所及び氏名

様式第 2 号 (第 3 条関係)

精神障害者退院申出届出書

年 月 日

宮崎県知事 殿

病院名
所在地
管理者名 ㊟

精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第26条の2の規定により、次のとおり届け出ます。

精神障害者	氏名		性別	男・女
	住所			
	生年月日			
	入院年月		退院希望年月日	
	病名		入院形態	
症状の概要	入院当時の症状			
	現在の症状			
備考				

様式第 3 号 (第 4 条関係)

年 月 日

診 察 依 頼 書

精神保健指定医

様

宮崎県知事

印

精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第 条第 項の規定により、下記のとおり診察をお願いします。

記

被診察者

氏 名

現 住 所

生年月日

診察日時 年 月 日 時 分から

診察場所

様式第 4 号 (その 1) (第 5 条関係)

タツ

移 送 に 際 し て の お 知 ら せ

住 所
氏 名

年 月 日

宮崎県知事 印

- 1 あなたをこれから、措置入院が必要であるかどうかを判定するために 病院に移送します。
- 2 あなたの移送は、車で行います。
- 3 この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に厚生労働大臣に対して審査請求をすることができます。
- 4 この処分の取消しを求める訴えは、この処分の通知を受けた日の翌日から起算して6か月以内に限り、宮崎県を被告として（訴訟において宮崎県を代表する者は宮崎県知事となります。）提起することができます。ただし、この処分の通知を受けた日の翌日から起算して6か月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過するとこの処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。
- 5 この処分の通知を受けた日の翌日から起算して60日以内に審査請求をした場合には、この処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内であれば、提起することができます。ただし、その審査請求に対する裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内であっても、その審査請求に対する裁決の日の翌日から起算して1年を経過するとこの処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

様式第 4 号 (その 2) (第 5 条関係)

タツ

移送に際してのお知らせ

住 所
氏 名

年 月 日

宮崎県知事 印

- 1 あなたをこれから、措置入院のために 病院に移送します。
- 2 あなたの移送は、車で行います。
- 3 あなたの移送中、医療上必要な場合には、あなたの行動を制限することがあります。
- 4 この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に厚生労働大臣に対して審査請求をすることができます。
- 5 この処分の取消しを求める訴えは、この処分の通知を受けた日の翌日から起算して6か月以内に限り、宮崎県を被告として（訴訟において宮崎県を代表する者は宮崎県知事となります。）提起することができます。ただし、この処分の通知を受けた日の翌日から起算して6か月以内であっても、この処分の日から起算して1年を経過するとこの処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。
- 6 この処分の通知を受けた日の翌日から起算して60日以内に審査請求をした場合には、この処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内であれば、提起することができます。ただし、その審査請求に対する裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内であっても、その審査請求に対する裁決の日から起算して1年を経過するとこの処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

様式第4号 (その3) (第5条関係)

タツ

移 送 に 際 し て の お 知 ら せ

住 所
氏 名

年 月 日

宮崎県知事 印

- 1 あなたをこれから、医療保護入院（応急入院）のために 病院に移送します。
- 2 あなたの移送は、車で行います。
- 3 あなたの移送中、医療上必要な場合には、あなたの行動を制限することがあります。
- 4 この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に厚生労働大臣に対して審査請求をすることができます。
- 5 この処分の取消しを求める訴えは、この処分の通知を受けた日の翌日から起算して6か月以内に限り、宮崎県を被告として（訴訟において宮崎県を代表する者は宮崎県知事となります。）提起することができます。ただし、この処分の通知を受けた日の翌日から起算して6か月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過するとこの処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。
- 6 この処分の通知を受けた日の翌日から起算して60日以内に審査請求をした場合には、この処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内であれば、提起することができます。ただし、その審査請求に対する裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内であっても、その審査請求に対する裁決の日の翌日から起算して1年を経過するとこの処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

様式第 5 号 (第 6 条関係)

診 察 通 知 書

年 月 日

様

宮崎県知事 印

精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第27条第1項の規定により、次の者に対し精神保健指定医による診察を行いますので、同法第28条第1項の規定により通知します。

診察を受ける者

氏 名

現 住 所

生年月日

診 察 日 時 年 月 日 時 分から

診 察 場 所

精神保健指定医氏名

様式第 6 号 (第 7 条関係)

年 月 日

措置入院決定通知書

様

宮崎県知事

印

精神保健及び精神障害者福祉に関する法律^{第 29 条}第 1 項の規定により、次のとおり
^{第 29 条の 2}
り 病院へ入院することとなりましたのでお知らせします。

患 者 氏 名			
患 者 現 住 所			
生 年 月 日	年 月 日	性 別	男 ・ 女
入 院 年 月 日	年 月 日		
毎 月 支 払 う 負 担 金	確定後通知します。		
公 費 負 担 医 療 の 受 給 者 番 号			

様式第 7 号 (第 8 条関係)

入 院 措 置 解 除 通 知 書

年 月 日

様

宮崎県知事

印

精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第29条の4第1項の規定により、次のとおり入院措置を解除します。

入院措置を解除する者	氏 名		性 別	男 ・ 女
	帰住先の住所		生 年 月 日	
入院措置解除年月日	年 月 日			
摘 要				

様式第 8 号 (第 9 条関係)

タツ

措置入院決定のお知らせ

住所

氏名

年 月 日

宮崎県知事

㊟

- 1 あなたは、精神保健指定医の診察の結果、入院措置が必要であると認めたので通知します。
- 2 あなたの入院は、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律【①第 29 条第 1 項の規定による措置入院 ②第 29 条の 2 第 1 項の規定による緊急措置入院】です。
- 3 あなたの入院中、手紙やはがきなどの発信や受信は制限されません。ただし、封書に異物が同封されていると判断される場合、病院の職員の立会いのもとで、あなたに開封してもらい、その異物は病院に預かることがあります。
- 4 あなたの入院中、人権を擁護する行政機関の職員、あなたの代理人である弁護士との電話・面会や、あなた又はあなたのご家族等の依頼によりあなたの代理人となろうとする弁護士との面会は、制限されませんが、それら以外の人との電話・面接については、あなたの病状に応じて医師の指示で一時的に制限することがあります。
- 5 あなたは、治療上の必要性から、行動制限を受けることがあります。
- 6 もしもあなたに不明な点、納得のいかない点がありましたら、遠慮なく病院の職員に申し出てください。

それでもなお、あなたの入院や処遇に納得のいかない場合には、あなた又はあなたのご家族等は、退院や病院の処遇の改善を指示するよう、宮崎県知事に請求することができます。この点について、詳しくお知りになりたいときは、病院の職員にお尋ねになるか又は下記にお問い合わせください。

〒 8 8 0 - 8 5 0 1

宮崎市橘通東 2 丁目 10 番 1 号

宮崎県福祉保健部障害福祉課

(電話番号：直通) 0 9 8 5 - 3 2 - 4 4 7 1

〒 8 8 0 - 0 0 3 2

宮崎市霧島 1 丁目 1 番 2 号

宮崎県精神保健福祉センター

(電話番号：直通) 0 9 8 5 - 2 7 - 3 9 7 7

裏面もあります。

- 7 病院の治療方針に従って療養に専念してください。
- 8 この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して 60 日以内に厚生労働大臣に対して審査請求をすることができます。
- 9 この処分の取消しを求める訴えは、この処分の通知を受けた日の翌日から起算して 6 か月以内に限り、宮崎県を被告として（訴訟において宮崎県を代表する者は宮崎県知事となります。）提起することができます。ただし、この処分の通知を受けた日の翌日から起算して 6 か月以内であっても、この処分の日から起算して 1 年を経過するとこの処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。
- 10 この処分の通知を受けた日の翌日から起算して 60 日以内に審査請求をした場合には、この処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決の送達を受けた日の翌日から起算して 6 か月以内であれば、提起することができます。ただし、その審査請求に対する裁決の送達を受けた日の翌日から起算して 6 か月以内であっても、その審査請求に対する裁決の日から起算して 1 年を経過するとこの処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

様式第 9 号 (第 10 条関係)

措置入院者の症状消退届

年 月 日

宮崎県知事

殿

病 院 名

所 在 地

管理者名

㊞

次の措置入院者について措置症状が消退したと認められるので、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第 29 条の 5 の規定により届け出ます。

措 置 入 院 者	フリガナ			生年	
	氏 名	(男・女)		月 日	年 月 日 (満 歳)
	住 所				
措 置 年 月 日	年 月 日				
病 名	1 主たる精神障害	2 従たる精神障害	3 身体合併症		
	ICD カテゴリー ()	ICD カテゴリー ()			
入院以降の病状又は 状態像の経過 〔措置症状消退と関連〕 して記載すること。					
措置症状の消退を認めた 精神保健指定医氏名	署名				
措置解除後の処置に 関する意見	1 入院継続 (任意入院・医療保護入院・他科) 5 その他 ()		2 通院医療	3 転医	4 死亡
退院後の帰宅先	1 自宅 (I 家族と同居 II 単身) 3 その他 ()		2 施設		
帰宅先の住所					
訪問指導等に関する意見					
障害福祉サービス等の 活用に関する意見					
主治医氏名					

記 載 上 の 留 意 事 項

- 1 内は、精神保健指定医の診察に基づいて記載すること。
- 2 「措置症状の消退を認めた精神保健指定医氏名」の欄は、精神保健指定医自身が署名すること。
- 3 選択肢は、それぞれ該当する算用数字、ローマ数字を○で囲むこと。

様式第 10 号 (第 12 条関係)

医療保護入院者の入院届

年 月 日

宮崎県知事 殿

病院名
所在地
管理者名 ㊟

次の者を医療保護入院させましたので、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第 33 条第 7 項の規定により届け出ます。

医療保護入院者	フリガナ			生年月日	年 月 日
	氏 名	(男・女)			(満 歳)
	住 所				
家族等の同意により入院した年月日	年 月 日	今回の入院年月日	年 月 日		
		入院形態			
第 34 条の規定による移送の有無	有 ・ 無				
病 名	1 主たる精神障害	2 従たる精神障害	3 身体合併症		
	ICDカテゴリー ()	ICDカテゴリー ()			
生活歴及び現病歴 〔推定発病年月、精神科受診歴等を記載すること。〕 (特定医師の診察により入院した場合には特定医師の採った措置の妥当性について記載すること。)	(陳述者氏名 続柄)				
初 回 入 院 期 間	年 月 日～ 年 月 日 (入院形態)				
前 回 入 院 期 間	年 月 日～ 年 月 日 (入院形態)				
初回から前回までの入院回数	計 回				
<現在の精神症状>	I 意識 1 意識混濁 2 せん妄 3 もうろう 4 その他 () II 知能 (軽度障害、中等度障害、重度障害) III 記憶 1 記憶障害 2 見当識障害 3 健忘 4 その他 () IV 知覚 1 幻聴 2 幻視 3 その他 () V 思考 1 妄想 2 思考途絶 3 連合弛緩 4 滅裂思考 5 思考奔逸 6 思考制止 7 強迫観念 8 その他 () VI 感情・情動 1 感情平板化 2 抑うつ気分 3 高揚気分 4 感情失禁 5 焦燥・激越 6 易怒性・被刺激性亢進 7 その他 () VII 意欲 1 衝動行為 2 行為心迫 3 興奮 4 昏迷 5 精神運動制止 6 無為・無関心 7 その他 () VIII 自我意識 1 離人感 2 させられ体験 3 解離 4 その他 () IX 食行動 1 拒食 2 過食 3 異食 4 その他 ()				

<その他の重要な症状> <問題行動等> <現在の状態像>	1 てんかん発作 2 自殺念慮 3 物質依存 () 4 その他 () 1 暴言 2 徘徊 3 不潔行為 4 その他 () 1 幻覚妄想状態 2 精神運動興奮状態 3 昏迷状態 4 統合失調症等残遺状態 5 抑うつ状態 6 躁状態 7 せん妄状態 8 もうろう状態 9 認知症状態 10 その他 ()
医療保護入院の 必 要 性 〔患者自身の病気に対する 理解の程度を含め、任意 入院が行われる状態にな いと判断した理由につい て記載すること。〕	

入院を必要と認めた 精神保健指定医氏名	署名				
同意をした家族等	氏 名	(男・女)	続柄	生年 月日	年 月 日生
		(男・女)	続柄		年 月 日生
	住 所				
		1 配偶者 2 父母(親権者である・ない) 3 祖父母等 4 子・孫等 5 兄弟姉妹 6 後见人又は保佐人 7 家庭裁判所が選任した扶養義務者(選任年月日 年 月 日) 8 市町村長			

審 査 会 意 見	
県 の 措 置	

記 載 上 の 留 意 事 項

- 1 内は、精神保健指定医の診察に基づいて記載すること。ただし、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第34条の規定による移送が行われた場合には、この欄は、記載する必要はない。
- 2 「今回の入院年月日」の欄は、今回貴病院に入院した年月日を記載し、「入院形態」の欄にそのときの入院形態を記載すること(特定医師の診察による入院を含む。その場合は、「第33条第1項・第4項入院」、「第33条第3項・第4項入院」又は「第33条の7第2項入院」と記載すること。)
 なお、複数の入院形態を経ている場合には、順に記載すること。
- 3 「生活歴及び現病歴」の欄は、他診療所及び他病院での受診歴をも聴取して記載すること。
- 4 平成20年3月31日以前に広告している神経科における受診歴を精神科受診歴等を含むこととする。
- 5 「初回入院期間」及び「前回入院期間」の欄は、他病院での入院歴及び入院形態をも聴取して記載すること。
- 6 <現在の精神症状>、<その他の重要な症状>、<問題行動等>及び<現在の状態像>の欄は、一般にこの書類作成までの過去数か月間に認められたものとし、主として最近のそれに重点を置くこと。
- 7 「入院を必要と認めた精神保健指定医氏名」の欄は、精神保健指定医自身が署名すること。
- 8 「同意をした家族等」の氏名の欄は、親権者が両親の場合は2人目を記載すること。
- 9 「同意をした家族等」の住所の欄は、親権者が両親で住所が異なる場合に2つ目を記載すること。
- 10 提出に当たっては、推定される医療保護入院による入院期間及び選任された退院後生活環境相談員を記載した医療法施行規則(昭和23年厚生省令第50号)第1条の5に規定する入院診療計画書の写しを添付すること。
- 11 選択肢は、それぞれ該当する算用数字、ローマ数字等を○で囲むこと。

様式第 11 号 (第 12 条関係)

特定医師による医療保護入院者 (第 33 条第 1 項・第 4 項又は第 33 条第 3 項・第 4 項) の入院届及び記録

年 月 日

宮崎県知事 殿

病院名
所在地
管理者名 ㊟

次の者を特定医師の診察により医療保護入院させましたので、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第 33 条第 7 項の規定により届け出ます。

医療保護入院者	フリガナ			生年月日	年 月 日 (満 歳)
	氏 名	(男・女)			
	住 所				
家族等の同意により入院した年月日及び時刻	年 月 日 (午前・午後 時)	今回の入院年月日	年 月 日		
		入院形態			
病 名	1 主たる精神障害 ICDカテゴリー ()	2 従たる精神障害 ICDカテゴリー ()	3 身体合併症		
	生活歴及び現病歴 〔推定発病年月、精神科受診歴等を記載すること。〕 (陳述者氏名 続柄)				
初回入院期間	年 月 日～ 年 月 日 (入院形態)				
前回入院期間	年 月 日～ 年 月 日 (入院形態)				
初回から前回までの入院回数	計 回				
<現在の精神症状>	I 意識 1 意識混濁 2 せん妄 3 もうろう 4 その他 () II 知能 (軽度障害、中等度障害、重度障害) III 記憶 1 記憶障害 2 見当識障害 3 健忘 4 その他 () IV 知覚 1 幻聴 2 幻視 3 その他 () V 思考 1 妄想 2 思考途絶 3 連合弛緩 4 滅裂思考 5 思考奔逸 6 思考制止 7 強迫観念 8 その他 () VI 感情・情動 1 感情平板化 2 抑うつ気分 3 高揚気分 4 感情失禁 5 焦燥・激越 6 易怒性・被刺激性亢進 7 その他 () VII 意欲 1 衝動行為 2 行為心迫 3 興奮 4 昏迷 5 精神運動制止 6 無為・無関心 7 その他 () VIII 自我意識 1 離人感 2 させられ体験 3 解離 4 その他 () IX 食行動 1 拒食 2 過食 3 異食 4 その他 ()				

＜その他の重要な症状＞	1 てんかん発作 2 自殺念慮 3 物質依存 () 4 その他 ()			
＜問題行動等＞	1 暴言 2 徘徊 3 不潔行為 4 その他 ()			
＜現在の状態像＞	1 幻覚妄想状態 2 精神運動興奮状態 3 昏迷状態 4 統合失調症等残遺状態 5 抑うつ状態 6 躁状態 7 せん妄状態 8 もうろう状態 9 認知症状態 10 その他 ()			
医療保護入院の 必 要 性 患者自身の病気に対する 理解の程度を含め、任意 入院が行われる状態にな いと判断した理由につい て記載すること。				
入院を必要と認めた 特 定 医 師 氏 名	署名			
確 認 し た 精 神 保 健 指 定 医 氏 名	署名	診察 日時	年 月 日 (午前・午後 時)	
精 神 保 健 指 定 医 が 入 院 妥 当 で な い と 判 断 し た 場 合 の 理 由				
同 意 を し た 家 族 等	氏 名	(男・女)	続柄	年 月 日 生
		(男・女)	続柄	年 月 日 生
	住 所			
	1 配偶者 2 父母(親権者である・ない) 3 祖父母等 4 子・孫等 5 兄弟姉妹 6 後见人又は保佐人 7 家庭裁判所が選任した扶養義務者(選任年月日 年 月 日) 8 市町村長			

事後審査委員会意見

記 載 上 の 留 意 事 項

- 1 内は、特定医師の診察に基づいて記載すること。
- 2 「今回の入院年月日」の欄は、今回貴病院に入院した年月日を記載し、「入院形態」の欄にそのときの入院形態を記載すること(特定医師の診察による入院を含む。その場合は、「第33条の7第2項入院」と記載すること。)
なお、複数の入院形態を経ている場合には、順に記載すること。
- 3 「生活歴及び現病歴」の欄は、他診療所及び他病院での受診歴をも聴取して記載すること。
- 4 平成20年3月31日以前に広告している神経科における受診歴を精神科受診歴等を含むこととする。
- 5 「初回入院期間」及び「前回入院期間」の欄は、他病院での入院歴及び入院形態をも聴取して記載すること。
- 6 <現在の精神症状>、<その他の重要な症状>、<問題行動等>及び<現在の状態像>の欄は、一般にこの書類作成までの過去数か月間に認められたものとし、主として最近のそれに重点を置くこと。
- 7 「入院を必要と認めた特定医師氏名」の欄は、特定医師自身が署名すること。
- 8 「確認した精神保健指定医氏名」の欄は、精神保健指定医自身が署名すること。
- 9 「同意をした家族等」の氏名の欄は、親権者が両親の場合は2人目を記載すること。
- 10 「同意をした家族等」の住所の欄は、親権者が両親で住所が異なる場合に2つ目を記載すること。
- 11 「事後審査委員会意見」の欄は、記録の場合について記載すること。
- 12 選択肢は、それぞれ該当する算用数字、ローマ数字等を○で囲むこと。

様式第 12 号 (第 13 条関係)

医療保護入院者の退院届

年 月 日

宮崎県知事 殿

病 院 名
所 在 地
管 理 者 名 ㊞

次の医療保護入院者を退院させましたので、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第 33 条の 2 の規定により届け出ます。

医療保護入院者	フリガナ			生年	年 月 日
	氏 名	(男・女)	月日	(満 歳)	
	住 所				
入 院 年 月 日 (医療保護入院)	年 月 日				
退 院 年 月 日	年 月 日				
病 名	1 主たる精神障害	2 従たる精神障害	3 身体合併症		
	ICDカテゴリー ()	ICDカテゴリー ()			
退 院 後 の 処 置	1 入院継続 (任意入院・措置入院・他科) 2 通院医療 3 転医 4 死亡 5 その他 ()				
退 院 後 の 帰 住 先	1 自宅 (I 家族と同居 II 単身) 2 施設 3 その他 ()				
帰 住 先 の 住 所					
訪 問 指 導 等 に 関 す る 意 見					
障 害 福 祉 サ ー ビ ス 等 の 活 用 に 関 す る 意 見					
主 治 医 氏 名					

記 載 上 の 留 意 事 項

- 「入院年月日」の欄は、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第 33 条第 1 項又は第 3 項による医療保護入院の年月日を記載すること。
- 選択肢は、それぞれ該当する算用数字、ローマ数字を○で囲むこと。

様式第 13 号 (第 14 条関係)

応 急 入 院 届

年 月 日

宮崎県知事

殿

病 院 名

所 在 地

管 理 者 名

㊞

次の者を応急入院させましたので、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第 33 条の 7 第 5 項の規定により届け出ます。

応 急 入 院 者	フリガナ			生 年 月 日	年 月 日
	氏 名	(男・女)		月 日	(満 歳)
	住 所				
依 頼 を し た 者 の 応 急 入 院 者 と の 関 係					
入 院 年 月 日 及 び 時 刻	年 月 日 (午前・午後 時)				
第 3 4 条 の 規 定 に よ る 移 送 の 有 無	有 ・ 無				
病 名	1 主たる精神障害 ICDカテゴリー ()	2 従たる精神障害 ICDカテゴリー ()	3 身体合併症		
応 急 入 院 の 必 要 性	<p>患者自身の病気に対する理解の程度を含め、任意入院が行われる状態にないと判断した理由について記載すること。</p> <p>(特定医師の診察により入院した場合には特定医師の採った措置の妥当性について記載すること。)</p>				
病 状 又 は 状 態 像 の 概 要					
応 急 入 院 を 採 っ た 理 由	<p>家族等の同意を得ることのできなかつた理由を含め、応急入院を採った理由について記載すること。</p>				
入 院 を 必 要 と 認 め た 精 神 保 健 指 定 医 氏 名	署名				

記 載 上 の 留 意 事 項

- 1 内は、精神保健指定医の診察に基づいて記載すること。ただし、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第34条の規定による移送が行われた場合には、この欄は、記載する必要はない。
- 2 「入院を必要と認めた精神保健指定医氏名」の欄は、精神保健指定医自身が署名すること。

様式第 14 号 (第 14 条関係)

特定医師による応急入院 (第 33 条の 7 第 2 項) 届及び記録

年 月 日

宮崎県知事 殿

病院名
所在地
管理者名 ㊟

次の者を特定医師の診察により応急入院させましたので、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第 33 条の 7 第 5 項の規定により届け出ます。

応 急 入 院 者	フリガナ			生年	年 月 日
	氏 名	(男・女)		月 日	(満 歳)
	住 所				
依 頼 を し た 者 の 応 急 入 院 者 と の 関 係					
入 院 年 月 日 及 び 時 刻	年 月 日 (午前・午後 時)				
病 名	1 主たる精神障害	2 従たる精神障害	3 身体合併症		
	ICDカテゴリー ()	ICDカテゴリー ()			
生 活 歴 及 び 現 病 歴	(陳 述 者 氏 名 続 柄)				
〔 推定発病年月、精神科受診歴等を記載すること。〕					
応 急 入 院 の 必 要 性	〔 患者自身の病気に対する理解の程度を含め、任意入院が行われる状態にないと判断した理由について記載すること。〕				
初 回 入 院 期 間	年 月 日 ~ 年 月 日 (入院形態)				
前 回 入 院 期 間	年 月 日 ~ 年 月 日 (入院形態)				
初 回 から 前 回 まで の 入 院 回 数	計 回				
< 現在の精神症状 >	I 意識				
	1 意識混濁 2 せん妄 3 もうろう 4 その他 ()				
	II 知能 (軽度障害、中等度障害、重度障害)				
	III 記憶				
	1 記銘障害 2 見当識障害 3 健忘 4 その他 ()				
IV 知覚					
1 幻聴 2 幻視 3 その他 ()					
V 思考					

<p><その他の重要な症状></p> <p><問題行動等></p> <p><現在の状態像></p>	<p>1 妄想 2 思考途絶 3 連合弛緩 4 減裂思考 5 思考奔逸 6 思考制止 7 強迫観念 8 その他 ()</p> <p>VI 感情・情動</p> <p>1 感情平板化 2 抑うつ気分 3 高揚気分 4 感情失禁 5 焦燥・激越 6 易怒性・被刺激性亢進 7 その他 ()</p> <p>VII 意欲</p> <p>1 衝動行為 2 行為心迫 3 興奮 4 昏迷 5 精神運動制止 6 無為・無関心 7 その他 ()</p> <p>VIII 自我意識</p> <p>1 離人感 2 させられ体験 3 解離 4 その他 ()</p> <p>IX 食行動</p> <p>1 拒食 2 過食 3 異食 4 その他 ()</p> <p>1 てんかん発作 2 自殺念慮 3 物質依存 () 4 その他 ()</p> <p>1 暴言 2 徘徊 3 不潔行為 4 その他 ()</p> <p>1 幻覚妄想状態 2 精神運動興奮状態 3 昏迷状態 4 統合失調症等残遺状態 5 抑うつ状態 6 躁状態 7 せん妄状態 8 もうろう状態 9 認知症状態 10 その他 ()</p>		
<p>応 急 入 院 を 採 っ た 理 由</p> <p>(家族等の同意を得ること のできなかつた理由を含 め、応急入院を採った理 由について記載すること。)</p>			
<p>入院を必要と認めた 特定医師氏名</p>	署名		
<p>確 認 し た 精神保健指定医氏名</p>	<p>署名</p> <table border="1" data-bbox="1007 1373 1378 1447"> <tr> <td data-bbox="1007 1373 1091 1447">診察 日時</td> <td data-bbox="1091 1373 1378 1447">年 月 日 (午前・午後 時)</td> </tr> </table>	診察 日時	年 月 日 (午前・午後 時)
診察 日時	年 月 日 (午前・午後 時)		
<p>精神保健指定医が 入院妥当でないと 判断した場合の理由</p>			
<p>事後審査委員会意見</p>			

記 載 上 の 留 意 事 項

- 1 内は、特定医師の診察に基づいて記載すること。
- 2 「生活歴及び現病歴」の欄は、他診療所及び他病院での受診歴をも聴取して記載すること。
- 3 平成20年3月31日以前に広告している神経科における受診歴を精神科受診歴等を含むこととする。
- 4 「初回入院期間」及び「前回入院期間」の欄は、他病院での入院歴及び入院形態をも聴取して記載すること。
- 5 <現在の精神症状>、<その他の重要な症状>、<問題行動等>及び<現在の状態像>の欄は、一般にこの書類作成までの過去数か月間に認められたものとし、主として最近のそれに重点を置くこと。
- 6 「入院を必要と認めた特定医師氏名」の欄は、特定医師自身が署名すること。
- 7 「確認した精神保健指定医氏名」の欄は、精神保健指定医自身が署名すること。
- 8 「事後審査委員会意見」の欄は、記録の場合について記載すること。
- 9 選択肢は、それぞれ該当する算用数字、ローマ数字等を○で囲むこと。

様式第 15 号 (第 15 条関係)

措置入院者の定期病状報告書

年 月 日

宮崎県知事 殿

病院名
所在地
管理者名 ㊞

措置入院者の症状等について、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第 38 条の 2 第 1 項の規定により、次のとおり報告します。

措置入院者	フリガナ	-----		生 年 月 日	年 月 日
	氏 名	(男・女)		月 日	(満 歳)
	住 所				
措置年月日	年 月 日	今回の入院年月日	年 月 日	-----	
		入院形態			
前回の定期報告年月日	年 月 日				
病 名	1 主たる精神障害	2 従たる精神障害	3 身体合併症		
	ICDカテゴリー ()	ICDカテゴリー ()			
生活歴及び現病歴	(推定発病年月、精神科受診歴等を記載すること。) (陳 述 者 氏 名 続 柄)				
初回入院期間	年 月 日～ 年 月 日 (入院形態)				
前回入院期間	年 月 日～ 年 月 日 (入院形態)				
初回から前回までの入院回数	計 回				
過去6か月間(措置入院後3か月の場合は過去3か月間)の仮退院の実績	計 回 延日数 日				
過去6か月間(措置入院後3か月の場合は過去3か月間)の治療の内容及び結果	(問題行動を中心として記載すること。)				
今後の治療方針(再発防止への対応を含む。)					
処遇、看護及び指導の現状	隔 離	I 多様 II 時々 III ほとんど不要			
	注 意 必 要 度	I 常に嚴重な注意 II 随時一応の注意 III ほとんど不要			
	日常生活の介助指導必要性	I 極めて手間のかかる介助 II 比較的簡単な介助と指導 III 生活指導を要する IV その他 ()			

重大な問題行動(Aはこれまでの、Bは今後おそれのある行動)		現在の精神症状、その他の重要な症状、問題行動等、現在の状態像(該当のローマ数字及び算用数字を○で囲むこと。)
1 殺人	A B	<現在の精神症状>
2 放火	A B	I 意識
3 強盗	A B	1 意識混濁 2 せん妄 3 もうろう 4 その他 ()
4 強姦	A B	II 知能(軽度障害、中等度障害、重度障害)
5 強制わいせつ	A B	III 記憶
6 傷害	A B	1 記銘障害 2 見当識障害 3 健忘 4 その他 ()
7 暴行	A B	IV 知覚
8 恐喝	A B	1 幻聴 2 幻視 3 その他 ()
9 脅迫	A B	V 思考
10 窃盗	A B	1 妄想 2 思考途絶 3 連合弛緩 4 滅裂思考 5 思考奔逸
11 器物損壊	A B	6 思考制止 7 強迫観念 8 その他 ()
12 弄火又は失火	A B	VI 感情・情動
13 自宅侵入	A B	1 感情平板化 2 抑うつ気分 3 高揚気分 4 感情失禁
14 詐欺等の経済的な問題行動	A B	5 焦燥・激越 6 易怒性・被刺激性亢進
15 自殺企図	A B	7 その他 ()
16 自傷	A B	VII 意欲
17 その他 ()	A B	1 衝動行為 2 行為心迫 3 興奮 4 昏迷 5 精神運動制止
		6 無為・無関心 7 その他 ()
		VIII 自我意識
		1 離人感 2 させられ体験 3 解離 4 その他 ()
		IX 食行動
		1 拒食 2 過食 3 異食 4 その他 ()
		<その他の重要な症状>
		1 てんかん発作 2 自殺念慮 3 物質依存 ()
		4 その他 ()
		<問題行動等>
		1 暴言 2 徘徊 3 不潔行為 4 その他 ()
		<現在の状態像>
		1 幻覚妄想状態 2 精神運動興奮状態 3 昏迷状態
		4 統合失調症等残遺状態 5 抑うつ状態 6 躁状態
		7 せん妄状態 8 もうろう状態 9 認知症状態
		10 その他 ()
診 察 時 の 特 記 事 項		
こ の 報 告 に 係 る 診 察 年 月 日		年 月 日
診 断 し た 精 神 保 健 指 定 医 氏 名		署名

審 査 会 意 見	
県 の 措 置	

記載上の留意事項

- 1 [] 内は、精神保健指定医の診察に基づいて記載すること。
- 2 「今回の入院年月日」の欄は、今回貴病院に入院した年月日を記載し、「入院形態」の欄にそのときの入院形態を記載すること(特定医師の診察による入院を含む。その場合は、「第33条第1項・第4項入院」、「第33条第3項・第4項入院」、「第33条の7第2項入院」と記載すること。)
なお、複数の入院形態を経ている場合には、順に記載すること。
- 3 「生活歴及び現病歴」の欄は、他診療所及び他病院での受診歴をも聴取して記載すること。
- 4 「生活歴及び現病歴」の欄は、前回報告のコピーの添付でもよいが、新たに判明した事実がある場合には追加記載すること。
- 5 平成20年3月31日以前に広告している神経科における受診歴を精神科受診歴等を含むこととする。
- 6 「初回入院期間」及び「前回入院期間」の欄は、他病院での入院歴及び入院形態をも聴取して記載すること。
- 7 「重大な問題行動」の欄において、Aはこれまでに認められた問題行動を、Bは今後おそれのある問題行動を指している。該当する全ての算用数字及びA又はBを○で囲むこと。
- 8 <現在の精神症状>、<その他の重要な症状>、<問題行動等>及び<現在の状態像>の欄は、一般にこの書類作成までの過去数か月間に認められたものとし、主として最近のそれに重点を置くこと。
- 9 「診察時の特記事項」の欄は、被診者の受診態度、表情、言語的及び非言語的なコミュニケーションの様子、診察者が受ける印象等について記載すること。
- 10 「診断した精神保健指定医氏名」の欄は、精神保健指定医自身が署名すること。
- 11 選択肢は、それぞれ該当する算用数字、ローマ数字等を○で囲むこと。

様式第 16 号 (第 15 条関係)

医療保護入院者の定期病状報告書

年 月 日

宮崎県知事 殿

病院名
所在地
管理者名 ㊞

医療保護入院者の症状等について、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第 38 条の 2 第 2 項において準用する同条第 1 項の規定により、次のとおり報告します。

医療保護入院者	フリガナ 氏 名	----- (男・女)		生 年 月 日 年 月 日	年 月 日 (満 歳)
	住 所				
医療保護入院年月日 (第33条第1項・第3項の規定による入院)	年 月 日	今 回 の 入 院 年 月 日	年 月 日	-----	
前回の定期報告年 月 日	年 月 日				
病 名	1 主たる精神障害 ICDカテゴリー ()	2 従たる精神障害 ICDカテゴリー ()	3 身体合併症		
生 活 歴 及 び 現 病 歴 〔推定発病年月、精神科受診歴等を記載すること。〕	(陳 述 者 氏 名 続 柄)				
初 回 入 院 期 間	年 月 日 ~ 年 月 日 (入院形態)				
前 回 入 院 期 間	年 月 日 ~ 年 月 日 (入院形態)				
初回から前回までの入院回数	計 回				
過去12か月間の外泊の実績	1 不定期的 2 定期的 (i 月単位 ii 数か月単位 iii 盆や正月) 3 なし				
過去12か月間の治療の内容及びその結果並びに通院又は任意入院に変更できなかった理由	-----				
症 状 の 経 過	1 悪化傾向 2 動揺傾向 3 不変 4 改善傾向				
今後の治療方針(患者本人の病識や治療への意欲を得るための取組について記載すること。)					

退院に向けた取組の状況(選任された退院後生活環境相談員との相談状況、地域援助事業者の紹介状況、医療保護入院者退院支援委員会で決定した推定される入院期間等について)	選任された退院後生活環境相談員
<p><現在の精神症状></p> <p>I 意識 1 意識混濁 2 せん妄 3 もうろう 4 その他 ()</p> <p>II 知能(軽度障害、中等度障害、重度障害)</p> <p>III 記憶 1 記銘障害 2 見当識障害 3 健忘 4 その他 ()</p> <p>IV 知覚 1 幻聴 2 幻視 3 その他 ()</p> <p>V 思考 1 妄想 2 思考途絶 3 連合弛緩 4 滅裂思考 5 思考奔逸 6 思考制止 7 強迫観念 8 その他 ()</p> <p>VI 感情・情動 1 感情平板化 2 抑うつ気分 3 高揚気分 4 感情失禁 5 焦燥・激越 6 易怒性・被刺激性亢進 7 その他 ()</p> <p>VII 意欲 1 衝動行為 2 行為心迫 3 興奮 4 昏迷 5 精神運動制止 6 無為・無関心 7 その他 ()</p> <p>VIII 自我意識 1 離人感 2 させられ体験 3 解離 4 その他 ()</p> <p>IX 食行動 1 拒食 2 過食 3 異食 4 その他 ()</p> <p><その他の重要な症状></p> <p>1 てんかん発作 2 自殺念慮 3 物質依存 () 4 その他 ()</p> <p><問題行動等></p> <p>1 暴言 2 徘徊 3 不潔行為 4 その他 ()</p> <p><現在の状態像></p> <p>1 幻覚妄想状態 2 精神運動興奮状態 3 昏迷状態 4 統合失調症等残遺状態 5 抑うつ状態 6 躁状態 7 せん妄状態 8 もうろう状態 9 認知症状態 10 その他 ()</p>	
この報告に係る診察年月日	年 月 日
診断した精神保健指定医氏名	署名

審査会意見	
県の措置	

記 載 上 の 留 意 事 項

- 1 内は、精神保健指定医の診察に基づいて記載すること。
- 2 「今回の入院年月日」の欄は、今回貴病院に入院した年月日を記載し、「入院形態」の欄にそのときの入院形態を記載すること（特定医師の診察による入院を含む。その場合は、「第33条第1項・第4項入院」、「第33条第3項・第4項入院」又は「第33条の7第2項入院」と記載すること。）。
なお、複数の入院形態を経ている場合には、順に記載すること。
- 3 「生活歴及び現病歴」の欄は、他診療所及び他病院での受診歴をも聴取して記載すること。
- 4 「生活歴及び現病歴」の欄は、前回報告のコピーの添付でもよいが、新たに判明した事実がある場合には追加記載すること。
- 5 平成20年3月31日以前に広告している神経科における受診歴を精神科受診歴等を含むこととする。
- 6 「初回入院期間」及び「前回入院期間」の欄は、他病院での入院歴及び入院形態をも聴取して記載すること。
- 7 入院後の診察により精神症状が重症であって、かつ、慢性的な症状を呈することにより入院の継続が明らかに必要な病状であること等により1年以上の入院が必要であると判断される場合には、「過去12か月間の治療の内容及びその結果並びに通院又は任意入院に変更できなかった理由」の欄にその旨を記載すること。
- 8 「退院に向けた取組の状況」の欄については、
 - ① 退院後生活環境相談員との最初の相談を行った時期やその後の相談の頻度等
 - ② 地域援助事業者の紹介の有無や紹介した地域援助事業者との相談の状況等
 - ③ 医療保護入院者退院支援委員会での審議状況等について記載することとし、③については、必要に応じて医療保護入院者退院支援委員会における審議結果記録の写しを添付した上で、その旨同欄に明記すること。
- 9 <現在の精神症状>、<その他の重要な症状>、<問題行動等>及び<現在の状態像>の欄は、一般にこの書類作成までの過去数か月間に認められたものとし、主として最近のそれに重点を置くこと。
- 10 「診断した精神保健指定医氏名」の欄は、精神保健指定医自身が署名すること。
- 11 選択肢は、それぞれ該当する算用数字、ローマ数字等を○で囲むこと。

様式第 17 号 (第 15 条関係)

任意入院者の定期病状報告書

年 月 日

宮崎県知事 殿

病院名
所在地
管理者名

㊞

任意入院者の症状等について、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第 38 条の 2 第 3 項に規定する任意入院者の症状等の報告に関する条例第 2 条第 1 項の規定により、次のとおり報告します。

任意入院者	フリガナ 氏 名	生年 月 日	年 月 日 (満 歳)
	住所		
任意入院年月日 (第 20 条の規定による入院)	年 月 日	今 回 の 入院年月日 入院形態	年 月 日
前回の定期報告 年 月 日	年 月 日		
病 名	1 主たる精神障害 ICDカテゴリー ()	2 従たる精神障害 ICDカテゴリー ()	3 身体合併症
生活歴及び 現病歴 〔推定発病年月、 精神科受診歴等 を記載すること。〕	(陳 述 者 氏 名 続 柄)		
初回入院期間	年 月 日～ 年 月 日 (入院形態)		
前回入院期間	年 月 日～ 年 月 日 (入院形態)		
初回から前回までの 入院回数	計 回		
過去 12 か月間の 外泊の実績	1 不定期的 2 定期的 (i 月単位 ii 数か月単位 iii 盆や正月) 3 なし		
過去 12 か月間の治療の内容及びその結果 (過去 12 か月間に行動制限が行われた際はその必要性について記載すること。)			
症状の経過	1 悪化傾向 2 動揺傾向 3 不変 4 改善傾向		
任意入院継続の必要性 (通院への変更ができない理由について具体的に記載すること。)			

退院に向けた今後の取組	
<現在の精神症状> <その他の重要な症状> <問題行動等> <現在の状態像>	I 意識 1 意識混濁 2 せん妄 3 もうろう 4 その他 () II 知能 (軽度障害、中等度障害、重度障害) III 記憶 1 記銘障害 2 見当識障害 3 健忘 4 その他 () IV 知覚 1 幻聴 2 幻視 3 その他 () V 思考 1 妄想 2 思考途絶 3 連合弛緩 4 滅裂思考 5 思考奔逸 6 思考制止 7 強迫観念 8 その他 () VI 感情・情動 1 感情平板化 2 抑うつ気分 3 高揚気分 4 感情失禁 5 焦燥・激越 6 易怒性・被刺激性亢進 7 その他 () VII 意欲 1 衝動行為 2 行為心迫 3 興奮 4 昏迷 5 精神運動制止 6 無為・無関心 7 その他 () VIII 自我意識 1 離人感 2 させられ体験 3 解離 4 その他 () IX 食行動 1 拒食 2 過食 3 異食 4 その他 () 1 てんかん発作 2 自殺念慮 3 物質依存 () 4 その他 () 1 暴言 2 徘徊 3 不潔行為 4 その他 () 1 幻覚妄想状態 2 精神運動興奮状態 3 昏迷状態 4 統合失調症等残遺状態 5 抑うつ状態 6 躁状態 7 せん妄状態 8 もうろう状態 9 認知症状態 10 その他 ()
この報告に係る 診 察 年 月 日	年 月 日
診 断 し た 主 治 医 氏 名	署名

審 査 会 意 見	
県 の 措 置	

記 載 上 の 留 意 事 項

- 1 内は、主治医の診察に基づいて記載すること。
- 2 「今回の入院年月日」の欄は、今回貴病院に入院した年月日を記載し、「入院形態」の欄にそのときの入院形態を記載すること（特定医師の診察による入院を含む。その場合は、「第33条第1項・第4項入院」、「第33条第3項・第4項入院」又は「第33条の7第2項入院」と記載すること。）。
なお、複数の入院形態を経ている場合には、順に記載すること。
- 3 「生活歴及び現病歴」の欄は、他診療所及び他病院での受診歴をも聴取して記載すること。
- 4 「生活歴及び現病歴」の欄は、前回報告のコピーの添付でもよいが、新たに判明した事実がある場合には追加記載すること。
- 5 平成20年3月31日以前に広告している神経科における受診歴を精神科受診歴等を含むこととする。
- 6 「初回入院期間」及び「前回入院期間」の欄は、他病院での入院歴及び入院形態をも聴取して記載すること。
- 7 入院後の診察により精神症状が重症であって、かつ、慢性的な症状を呈することにより入院の継続が明らかに必要な病状であること等により1年以上の入院が必要であると判断される場合には、「任意入院継続の必要性」の欄にその旨を記載すること。
- 8 入院時より6か月の間に、開放処遇が制限された者の6か月経過時の報告においては、「過去12か月間」とあるのは「過去6か月間」と読み替えること。
- 9 <現在の精神症状>、<その他の重要な症状>、<問題行動等>及び<現在の状態像>の欄は、一般にこの書類作成までの過去数か月間に認められたものとし、主として最近のそれに重点を置くこと。
- 10 診断した主治医氏名の欄は、主治医自身が署名すること。
- 11 選択肢は、それぞれ該当する算用数字、ローマ数字等を○で囲むこと。

様式第18号 (第16条関係)

タツ

退 院 命 令 書

病 院 名
所 在 地
管 理 者 名

精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第38条の7第2項の規定により、次の入院者を
を 年 月 日で退院させることを命じます。

年 月 日

宮崎県知事



入 院 者	氏 名		性 別	男 ・ 女
	帰住先の 住 所		生 年 月 日	
退 院 を 命 ず る 理 由				

(教示)

この処分について不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に厚生労働大臣に審査請求をすることができます。処分の取消しの訴えは、処分があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、前記の審査請求をしたときには、当該審査請求に対する裁決のあったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、宮崎県を被告として（宮崎県知事が被告の代表者となります。）提起することができます。

様式第19号 (第17条関係)

措置入院者仮退院許可申請書

年 月 日

宮崎県知事 殿

病院名
 管理者名 ㊞

次のとおり仮退院させたいので、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第40条の規定により申請します。

		公費負担医療の 受給者番号			
措置入院者	氏 名			入院年月日	
	帰住先 の住所			生年 月日	年 月 日 性別 男・女
病 名			転 帰		
精神病床の 利用状況	許可病床	床	入院患者	名	
仮退院の理由					
仮退院年月日	年 月 日	仮退院期間	年 月 日から 年 月 日まで		
仮退院期間中 の 治療計画					
病状の概要					
予後の見込み					
指 導 方 針					

様式第20号 (第17条関係)

仮 退 院 者 再 入 院 届

年 月 日

宮崎県知事 殿

病 院 名
 管理者名 ㊞

精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行細則17条第2項の規定により、次のとおり届け出ます。

措置入院者	氏 名		性 別	男・女
	帰住先の住所		生年 月日	
仮退院許可期間	年 月 日から 年 月 日まで			
再入院予定 年 月 日	年 月 日			
病状及び 管理者の意見				

様式第21号 (第18条関係)

措置入院者事故報告書

年 月 日

宮崎県知事 殿

病院名

管理者名 ㊤

精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行細則第18条の規定により、次のとおり報告します。

措置入院者	住 所			
	氏 名		生年月日	年 月 日
	病 名		入院年月日	年 月 日
事 故 の 内 容	発 生 日 時	年 月 日 時 分		
	事故発生前の 状 態			
	事故時の状態 及 び 処 置			
	今後の取扱に ついての意見			

様式第 22 号 (第 19 条関係)

*市町村名		
*受理年月日	年	月 日

障 害 者 手 帳 申 請 書

宮崎県知事 殿

私は、次の事項 (○印) について申請します。
 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第 45 条の規定に基づく精神障害者保健福祉手帳の
 [新規交付 ・ 更新 ・ 障害等級変更 ・ 都道府県間の住所変更による手帳交付]
 (申請項目を○で囲んでください。)

申請日 年 月 日

申請者 (精神障害者本人)	フリガナ 氏 名	印	生年 月日	年 月 日
	住 所	電話 ()		
家族の連絡先 (申請者が 18 歳未満の場合記入)	フリガナ 氏 名	本人との続柄 (○印)	父 母 祖父 祖母 その他 ()	
	住 所	電話 ()		
添付書類 (○印)	医師の診断書 (手帳用) 年金証書等の写し (級) ・ 同意書 特別障害給付金受給資格者証等の写し (級) ・ 同意書 写真 (縦 4 cm × 横 3 cm)			
既存の手帳	*有効期限	年 月 末日	*手帳番号	
申請書を提出した者	氏 名	印	本人との関係	住 所 電話 ()

- (注)
- 1 手帳の新規交付、更新又は障害等級変更の申請を行うためには、添付書類として、「医師の診断書」「障害年金の年金証書、年金裁定通知書及び直近の振込 (支払) 通知書の写し」又は「特別障害給付金受給資格者証 (特別障害者給付金支給決定通知書) 及び直近の国庫金振込通知書 (国庫金送金通知書) の写し」が必要です。
 - 2 年金証書等の写し又は特別障害給付金受給者資格者証等の写しによる申請の場合は、障害等級の判定のために年金事務所又は各共済組合等に対し、年金の障害等級を照会することがあります。
 - 3 写真 (縦 4 cm × 横 3 cm) は、脱帽して上半身を写したもので、1 年以内に撮影したものであること。
 - 4 ※の欄は記入しないでください。

様式第 23 号 (第 19 条関係)

診 断 書 (精神障害者保健福祉手帳)

氏名			年 月 日 (歳)
住所			
① 病名 (ICDコードは、右の病名と対応する F00～F99、G40 のいずれかを記載)	(1) 主たる精神障害 _____ ICD コード ()	(2) 従たる精神障害 _____ ICD コード ()	(3) 身体合併症 _____ 身体障害者手帳 (有・無、種別 _____ 級)
② 初診年月日	主たる精神障害の初診年月日 _____ 年 _____ 月 _____ 日	診断書作成医療機関の初診年月日 _____ 年 _____ 月 _____ 日	
③ 発病から現在までの病歴及び治療の経過、内容 (推定発病年月、発病状況、初発症状、治療の経過、治療内容などを記載する。) * 器質性精神障害 (認知症を除く) の場合、発症の原因となった疾患名とその発症日)	(推定発病時期 _____ 年 _____ 月頃)	(疾患名 _____ 発症日 _____ 年 _____ 月 _____ 日)	
④ 現在の病状、状態像等 (該当する項目を○で囲む)	⑤ ④の症状・状態像等の具体的程度、症状、検査所見等		
1 抑うつ状態 (1) 思考・運動抑制 (2) 易刺激性、興奮 (3) 憂うつ気分 (4) その他 () 2 躁状態 (1) 行為心迫 (2) 多弁 (3) 感情高揚・易刺激性 (4) その他 () 3 幻覚妄想状態 (1) 幻覚 (2) 妄想 (3) その他 () 4 精神運動興奮及び昏迷の状態 (1) 興奮 (2) 昏迷 (3) 拒絶 (4) その他 () 5 統合失調症等残遺状態 (1) 自閉 (2) 感情平板化 (3) 意欲の減退 (4) その他 () 6 情動及び行動の障害 (1) 爆発性 (2) 暴力・衝動行為 (3) 多動 (4) 食行動の異常 (5) チック・汚言 (6) その他 () 7 不安及び不穏 (1) 強度の不安・恐怖感 (2) 強迫体験 (3) 心的外傷に関連する症状 (4) 解離・転換症状 (5) その他 () 8 てんかん発作等 (けいれん及び意識障害) (1) てんかん発作 *発作のタイプと頻度を右側に記載してください。 → (2) 意識障害 (3) その他 () 9 精神作用物質の乱用及び依存等 (1) アルコール (2) 覚せい剤 (3) 有機溶剤 (4) その他 () ア 乱用 イ 依存 ウ 残遺性・遷延性精神病性障害 (状態像を当該項目に再掲すること) エ その他 () 現在の精神作用物質の使用 有・無 (不使用の場合、その期間 _____ 年 _____ 月から) 10 知能・記憶・学習・注意の障害 (1) 知的障害 (精神遅滞) ア 軽度 イ 中等度 ウ 重度 *療育手帳(有・無、等級等) (2) 認知症 (3) その他の記憶障害 () (4) 学習の困難 ア 読み イ 書き ウ 算数 エ その他 () (5) 遂行機能障害 (6) 注意障害 (7) その他 () 11 広汎性発達障害関連症状 (1) 相互的な社会関係の質的障害 (2) コミュニケーションのパターンにおける質的障害 (3) 限定した常同的で反復的な関心と活動 (4) その他 () 12 その他 ()	ア 最終発作 (_____ 年 _____ 月 _____ 日) イ 発作のタイプと頻度 該当する発作のタイプに○を、発作の頻度について□にチェックし、回数を記入してください。 (イ) 意識障害はないが、随意運動が失われる発作 □年 □月 □週 () 回 (ロ) 意識を失い、行為が途絶するが、倒れない発作 □年 □月 □週 () 回 (ハ) 意識障害の有無を問わず、転倒する発作 □年 □月 □週 () 回 (ニ) 意識障害を呈し、状況にそぐわない行為を示す発作 □年 □月 □週 () 回		

⑥生活能力の状況 (保護的環境ではない場合を想定して判断する。児童では年齢相応の能力と比較の上で判断する。)

<p>1 現在の生活環境 入院・入所 (施設名 _____) ・在宅 (ア 単身 イ 家族等と同居) ・その他 (_____)</p> <p>2 日常生活能力の判定 (該当するもの一つを○で囲む)</p> <p>(1) 適切な食事摂取 自発的にできる ・ 自発的にできるが援助が必要 ・ 援助があればできる ・ できない</p> <p>(2) 身の清潔保持、規則正しい生活 自発的にできる ・ 自発的にできるが援助が必要 ・ 援助があればできる ・ できない</p> <p>(3) 金銭管理と買物 適切にできる ・ おおむねできるが援助が必要 ・ 援助があればできる ・ できない</p> <p>(4) 通院と服薬 (要 ・ 不要) 適切にできる ・ おおむねできるが援助が必要 ・ 援助があればできる ・ できない</p> <p>(5) 他人との意志伝達・対人関係 適切にできる ・ おおむねできるが援助が必要 ・ 援助があればできる ・ できない</p> <p>(6) 身近の安全保持・危機対応 適切にできる ・ おおむねできるが援助が必要 ・ 援助があればできる ・ できない</p> <p>(7) 社会的手続や公共施設の利用 適切にできる ・ おおむねできるが援助が必要 ・ 援助があればできる ・ できない</p> <p>(8) 趣味・娯楽への関心、文化的社会的活動への参加 適切にできる ・ おおむねできるが援助が必要 ・ 援助があればできる ・ できない</p>	<p>3 日常生活能力の程度 (該当する番号を選んで、どれか一つを○で囲む)</p> <p>(1) 精神障害を認めるが、日常生活及び社会生活は普通に行える。</p> <p>(2) 精神障害を認め、日常生活又は社会生活に一定の制限を受ける。</p> <p>(3) 精神障害を認め、日常生活に著しい制限を受けており、時に応じて援助を必要とする。</p> <p>(4) 精神障害を認め、日常生活に著しい制限を受けており、常時援助を必要とする。</p> <p>(5) 精神障害を認め、身のまわりのことはほとんどできない。</p>
--	--

⑦ ⑥の具体的程度、状態等

⑧ 現在の障害福祉等のサービスの利用状況 (該当する項目を○で囲む)

(1) 自立訓練 (生活訓練) (2) 共同生活援助 (グループホーム) (3) 居宅介護 (ホームヘルプ)

(4) 訪問指導 (5) 生活保護 (6) その他 (_____)

⑨ 「重度かつ継続」に関する意見※自立支援医療費 (精神通院) を同時に申請する場合で ICD コードが F4～F9 の場合のみ記入してください。

◆計画的・集中的な治療を継続して行う必要性	ア 精神保健指定医	イ その他の医師 *	年 月から	年 月まで (医療機関名)	にて	に従事
			年 月から	年 月まで (医療機関名)	にて	に従事
			年 月から	年 月まで (医療機関名)	にて	に従事

有 ・ 無

⑩ 備考

* 下記の太枠内は記入しないでください。

上記のとおり診断します。	年 月 日	判定年月日												
医療機関所在地 _____		判定者												
名 称 _____	電話番号 _____	判定結果	<table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td colspan="3">該当</td> <td>非該当</td> </tr> <tr> <td>1 級</td> <td>2 級</td> <td>3 級</td> <td rowspan="2">保留</td> </tr> <tr> <td colspan="3">「重度かつ継続」 該当・非該当</td> </tr> </table>	該当			非該当	1 級	2 級	3 級	保留	「重度かつ継続」 該当・非該当		
該当			非該当											
1 級	2 級	3 級	保留											
「重度かつ継続」 該当・非該当														
診療担当科名 _____														
医師氏名 (自署または記名捺印) _____														

様式第24号 (第19条関係)

シレイ

住所
氏名

不 承 認 通 知 書

年 月 日

宮崎県知事 印

精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第45条の規定による精神障害者保健福祉手帳の申請は、下記の理由により承認されませんでしたので通知します。

記

- 1 申請内容
〔 新規交付 ・ 更新 ・ 障害等級変更 〕
- 2 不承認理由

(教示)

- 1 この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に宮崎県知事に対して異議申立てをすることができます。
- 2 この処分の取消しを求める訴えは、この処分の通知を受けた日の翌日から起算して6か月以内に限り、宮崎県を被告として（訴訟において宮崎県を代表する者は宮崎県知事となります。）提起することができます。ただし、この処分の通知を受けた日の翌日から起算して6か月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過するとこの処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。
- 3 この処分の通知を受けた日の翌日から起算して60日以内に異議申立てをした場合には、この処分の取消しの訴えは、その異議申立てに対する決定の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内であれば、提起することができます。ただし、その異議申立てに対する決定の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内であっても、その異議申立てに対する決定の日の翌日から起算して1年を経過するとこの処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

様式第25号 (第20条関係)

※市町村名		
※受理年月日	年	月 日

障害者手帳記載事項変更届・再交付申請書

宮崎県知事 殿

年 月 日

私は、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第45条の規定に基づく精神障害者保健福祉手帳について、次の事項 (○印) の届出・申請をします。

- 1 [① 都道府県内における住所変更、② 都道府県を越える住所変更、③ 氏名の変更] の届出

(変更内容)

旧	
新	

- 2 [① 汚れ、② 破り、③ 紛失] したため再交付の申請

申請者 氏 名 印
住 所
現行の手帳番号

(注) 都道府県の区域を越える住所変更をしたときは、本届書のほかに、障害者手帳申請書を提出してください。

様式第 26 号 (第 21 条関係)

タツ

障害者手帳返還命令書

住所
氏名

年 月 日に実施された、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第 45 条の 2 第 4 項の規定による診察の結果、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行令第 6 条第 3 項に規定する障害等級に該当する程度の精神障害の状態に該当しなかったため、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第 45 条の 2 第 3 項の規定により、速やかに返還することを命ずる。

年 月 日

宮崎県知事 印

記

1 返還命令の理由

(教示)

- 1 この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して 60 日以内に宮崎県知事に対して異議申立てをすることができます。
- 2 この処分の取消しを求める訴えは、この処分の通知を受けた日の翌日から起算して 6 か月以内に限り、宮崎県を被告として (訴訟において宮崎県を代表する者は宮崎県知事となります。) 提起することができます。ただし、この処分の通知を受けた日の翌日から起算して 6 か月以内であっても、この処分の日から起算して 1 年を経過するとこの処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。
- 3 この処分の通知を受けた日の翌日から起算して 60 日以内に異議申立てをした場合には、この処分の取消しの訴えは、その異議申立てに対する決定の送達を受けた日の翌日から起算して 6 か月以内であれば、提起することができます。ただし、その異議申立てに対する決定の送達を受けた日の翌日から起算して 6 か月以内であっても、その異議申立てに対する決定の日から起算して 1 年を経過するとこの処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

様式第 27 号 (第 21 条関係)

年 月 日

診 察 通 知 書

様

宮崎県知事 印

精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第 45 条の 2 第 4 項の規定に基づく精神保健指定
医による診察を、下記のとおり実施することとなりましたので通知します。

なお、診察を受けられない理由がある場合は、あらかじめ下記の連絡先へ申し出てください。
また、当日はこの通知書を持参し提示してください。

記

- 1 診察を行う理由
- 2 診察予定日時
- 3 場 所
(備考) 別添案内図参照
- 4 連 絡 先

告 示

宮崎県告示第300号

森林法(昭和26年法律第249号)第25条の2第1項の規定により、次のとおり民有林の保安林の指定をする。

平成26年5月1日

宮崎県知事 河野俊嗣

- 1 民有林の保安林の所在場所 日南市南郷町潟上字向原6520
- 2 指定の目的 土砂の流出の防備
- 3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 次の森林については、主伐は択伐による。
字向原6520(次の図に示す部分に限る。)

イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を宮崎県環境森林部自然環境課及び南那珂農林振興局並びに日南市役所に備え置いて縦覧に供する。)

宮崎県告示第301号

森林法(昭和26年法律第249号)第25条の2第1項の規定により、次のとおり民有林の保安林の指定をする。

平成26年5月1日

宮崎県知事 河野俊嗣

- 1 民有林の保安林の所在場所 日南市北郷町大藤字権現下乙1928-4
- 2 指定の目的 土砂の流出の防備
- 3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 次の森林については、主伐は択伐による。
字権現下乙1928-4(次の図に示す部分に限る。)

イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を宮崎県環境森林部自然環境課及び南那珂農林振興局並びに日南市役所に備え置いて縦覧に供する。)

農業共済組合検査規程の一部を改正する告示をここに公表する。

平成26年5月1日

宮崎県知事 河野俊嗣

宮崎県告示第303号

農業共済組合検査規程の一部を改正する告示

農業共済組合検査規程(平成21年宮崎県告示第492号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

に日南市役所に備え置いて縦覧に供する。)

宮崎県告示第302号

計量法(平成4年法律第51号)第19条第1項の規定により、次のとおり特定計量器の定期検査を実施する。ただし、特定計量器が特定計量器検定検査規則(平成5年通商産業省令第70号)第39条第1項各号のいずれかに該当する場合は、平成26年11月1日から平成26年11月30日までの間に当該特定計量器の定期検査を当該特定計量器の所在の場所で実施する。

平成26年5月1日

宮崎県知事 河野俊嗣

対象となる特定計量器	検査期日	検査受付時間	検査場所	検査区域
質量計	6月4日	午前10時30分から 午後0時30分まで	木城町役場	木城町全域
	6月6日	午前10時30分から 午後0時30分まで	都農町塩月記念館	都農町全域
	6月6日	午後1時30分から 午後3時30分まで	川南町役場	川南町全域
	6月11日	午前10時30分から 午後0時30分まで	高鍋町体育館	高鍋町全域
	6月11日	午後1時30分から 午後3時30分まで	新富町中央公民館	新富町全域
	6月16日	午後1時から 午後3時まで	西米良村役場	西米良村全域
	6月4日から7月30日まで	午前8時30分から 午後5時15分まで	宮崎県計量検定所	児湯郡全域
質量計	7月10日	午後1時30分から 午後3時30分まで	五ヶ瀬町役場	五ヶ瀬町全域
	7月11日	午前9時から 午前11時まで	高千穂町中央体育館	高千穂町全域
	7月11日	午後0時30分から 午後2時30分まで	日之影町保健センター	日之影町全域
	7月10日から8月29日まで	午前8時30分から 午後5時15分まで	宮崎県計量検定所	西臼杵郡全域

備考

検査期日は、土曜日及び日曜日並びに国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日を除く。

改正前	改正後
<p>(取引先等との照査)</p> <p>第16条 検査員は、検査上特に必要がある場合においては、組合員若しくは加入者、取引先、退任した役員若しくは退職した職員又はその他の関係者に対し、任意の説明、答弁又は書面の提出を求めることができる。</p> <p>第21条 [略]</p>	<p>(取引先等との照査)</p> <p>第16条 検査員は、検査上特に必要がある場合においては、組合員若しくは加入者、取引先、退任した役員若しくは退職した職員又はその他の関係者に対し、<u>個人情報の保護等に十分に配慮した上で</u>、任意の説明、答弁又は書面の提出を求めることができる。</p> <p>(農林水産大臣との連携)</p> <p>第21条 組合において、法令、法令に基づいてする行政庁の処分、及び定款等に違反する疑い又は事業の健全な運営を確保し得ない事由があり、その疑い又は事由が組合及び宮崎県農業共済組合連合会の双方に関係するものであると知事が認める場合その他知事が検査の実施に当たって農林水産大臣の協力が必要と認める場合において、農林水産大臣と見解が一致するときは、知事は、<u>相互連携の取組を更に徹底する観点から、農林水産大臣と情報を共有し、実態の把握が一層正確かつ徹底的なものとなるよう協力して、検査を実施するものとする。</u></p> <p>第22条 [略]</p>

附 則

この告示は、公表の日から施行する。

宮崎県告示第 304号

道路法（昭和27年法律第 180号）第18条第 1 項の規定により、道路の区域を次のとおり決定する。

なお、関係図面は、平成26年 5 月 1 日から平成26年 5 月15日まで宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成26年 5 月 1 日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

路線番号	道路の種類	路線名	区 間	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
404	県道	石阿弥陀五日市線	えびの市大字大河平字内之倉3790番44地先から同市同大字字草萩原3823番1地先まで	8.9 ~ 33.6	427.0

宮崎県告示第 305号

道路法（昭和27年法律第 180号）第18条第 1 項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

なお、関係図面は、平成26年 5 月 1 日から平成26年 5 月15日まで宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成26年 5 月 1 日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

路線番号	道路の種類	路線名	区 間	新旧の別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
50	県道	諸塚高千穂線	西臼杵郡高千穂町大字	旧	5.0 ~ 13.2	400.0

		向山字大久保1239番4地先から同郡同町同大字同字1202番7地先まで	新	7.8 ~ 26.0	400.0
--	--	-------------------------------------	---	------------	-------

宮崎県告示第 306号

道路法（昭和27年法律第 180号）第18条第 2 項の規定により、道路の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、平成26年 5 月 1 日から平成26年 5 月15日まで宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成26年 5 月 1 日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

路線番号	道路の種類	路線名	区 間	供用開始の期日
404	県道	石阿弥陀五日市線	えびの市大字大河平字内之倉3790番44地先から同市同大字字草萩原3823番1地先まで	平成26年 5 月 1 日

公 告

宮崎県ホームページリニューアル及び運用・保守に関する業務に係る企画提案競技を次のとおり実施する。

平成26年 5 月 1 日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

1 企画提案競技に付する事項

- (1) 業務件名 宮崎県ホームページリニューアル及び運用・保守に関する業務
- (2) 業務の特質等 宮崎県ホームページリニューアル及び運用・保守に関する業務仕様書（以下「仕様書」という。）による。
- (3) 契約期間 契約締結の日から平成31年12月31日まで

2 企画提案競技に参加する者に必要な資格

- (1) 平成26年宮崎県告示第 130号に規定する資格を有する者又は契約の締結までに資格取得見込みの者で、業種がサービス（役務の提供）に関する業種のものであり、かつ、この公告の日から企画提案競技終了の日までの間に宮崎県から指名停止の措置を受けていない者
- (2) 参加は、共同企業体も可とする。この場合の要件は、以下のとおりとする。
 - ア 共同企業体を構成する全ての事業者が、(1)の要件を満たすこと。
 - イ 共同企業体を構成する事業者が単独又は別の共同企業体の構成員として、参加することはできない。

3 契約条項を示す場所及び期間

- (1) 場所 宮崎県総合政策部秘書広報課広報戦略室報道・メディア戦略担当
- (2) 期間 平成26年5月1日（木）から平成26年5月30日（金）まで（土曜日、日曜日及び祝日を除く。午前9時から午後5時まで）

4 宮崎県ホームページリニューアル及び運用・保守に関する業務企画提案競技実施要領（以下「実施要領」という。）及び仕様書の配布場所及び配布期間

- (1) 場所 宮崎県総合政策部秘書広報課広報戦略室報道・メディア戦略担当
- (2) 期間 平成26年5月1日（木）から平成26年5月30日（金）まで（土曜日、日曜日及び祝日を除く。午前9時から午後5時まで）

5 企画提案競技事前説明会の場所及び日時

- (1) 場所 宮崎県庁附属棟 302号室 宮崎市橋通東2丁目10番1号
- (2) 日時 平成26年5月14日（水）午後2時から

6 参加資格審査申請書の提出場所、提出期限及び提出方法

企画提案競技への参加を希望する者は、次により参加資格審査申請書を提出すること。

- (1) 提出場所 宮崎県総合政策部秘書広報課広報戦略室報道・メディア戦略担当
- (2) 提出期限 平成26年5月30日（金）午後5時
- (3) 提出方法 持参又は送付（送付にあっては、書留郵便又はそれと同等の手段により提出すること。）

7 参加資格の喪失

最優秀提案者の選定までに2の要件を満たさなくなった場合又は提出書類に虚偽の記載をしたことが判明した場合は、参加資格を失うものとする。

8 企画提案書の提出場所、提出期限及び提出方法

- (1) 提出場所 宮崎県総合政策部秘書広報課広報戦略室報道・メディア戦略担当
- (2) 提出期限 平成26年6月11日（水）午後5時
- (3) 提出方法 持参又は送付（送付にあっては、書留郵便又はそ

れと同等の手段により提出すること。）

9 業務委託候補者の選定方法

資格審査の上、企画提案書等の書類をもとに、別に設置する審査委員会を経て業務委託候補者を選定するものとする。

10 企画提案競技に関する事務を担当する部局

宮崎県総合政策部秘書広報課広報戦略室報道・メディア戦略担当 宮崎市橋通東2丁目10番1号 郵便番号 880-8501 電話番号0985(26)0237

11 企画提案競技及び契約の手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

12 その他

- (1) この企画提案競技による調達は、世界貿易機関（WTO）に基づく政府調達に関する協定の適用を受ける。
- (2) 特定調達に係る苦情処理の関係において、宮崎県政府調達苦情検討委員会は、調達手続の停止等を要請する場合がある。この場合、調達手続の停止等があり得る。
- (3) 企画提案書の作成、提出等に関し必要な費用は、企画提案競技に参加する者の負担とする。
- (4) その他この企画提案競技に関する詳細は、実施要領による。

13 Summary

- (1) Nature and quantity of the service required:Renewal, operation, and maintenance of the Miyazaki Prefectural Government official website
- (2) Proposal submission deadline: 5:00 pm, June 11, 2014
- (3) Contact point for the notice: Public Relations Strategy Office Secretarial and Public Relations Division, General Policy Planning Department, Miyazaki Prefectural Government, 2-10-1 Tachibana-dori Higashi, Miyazaki City, Miyazaki Prefecture 880-8501 Japan.TEL: (+81) 985-26-0237

鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）第41条の規定により、狩猟免許試験を次のとおり実施する。

平成26年5月1日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

1 狩猟免許試験の日時及び場所

試験は、平成26年度において3回行うものとし、その期日は次表のとおりとする。

なお、試験の受付は、各試験会場において、午前8時30分開始とする。

区分	試験日	開始時間	試験会場
第 1 次 試 験	7月23日 (水曜日)	午前9時	宮崎県庁6号館会議室 宮崎市橋通東2-10-1
			宮崎県西臼杵支庁会議室 高千穂町大字三田井22
			宮崎県林業技術センター 美郷町西郷田代1561-1
			宮崎県北諸県農業改良普及センター

1 回	2 次 試 験	7月23日 (水曜日)	午後1時	都城市高木町6464
				宮崎県庁 6 号館会議室 宮崎市橋通東 2-10-1
				宮崎県西臼杵支庁会議室 高千穂町大字三田井22
				宮崎県林業技術センター 美郷町西郷田代1561-1
第 2 回	1 次 試 験	9月7日 (日曜日)	午前9時	宮崎県庁附属棟会議室 宮崎市橋通東 2-10-1
				延岡市北方町総合支所 (北方コ ミュニティセンター) 延岡市北方町川水流卯 682
第 3 回	2 次 試 験	9月7日 (日曜日)	午後1時	宮崎県庁附属棟会議室 宮崎市橋通東 2-10-1
				延岡市北方町総合支所 (北方コ ミュニティセンター) 延岡市北方町川水流卯 682
第 3 回	1 次 試 験	1月25日 (日曜日)	午前9時	宮崎県庁 6 号館会議室 宮崎市橋通東 2-10-1
				2 次 試 験

- 猟の適正化に関する法律第49条各号に掲げる者にとっては、
3,900円 (宮崎県収入証紙を狩猟免許申請書に貼り付けて払い込むものとする。)
- イ 52円の返信用郵便切手 1枚
- ウ 申請者が銃砲刀剣類所持等取締法 (昭和33年法律第6号) 第4条第1項第1号の規定による許可を現に受けている場合
にとっては、当該許可に係る許可証の写し。この場合以外
にとっては、医師の診断書 (鳥獣の保護及び狩猟の適正化に
関する法律第40条第2号、第3号及び第4号に該当しない旨の
診断書) 1通
- エ 住民票 1通
- (2) 書類の提出先及び期間
書類は住所地を管轄する宮崎県西臼杵支庁又は各農林振興局
に、第1回試験の受験希望者は、6月2日 (月曜日) から6月
20日 (金曜日) までの間に、第2回試験の希望者は、7月28日
(月曜日) から8月15日 (金曜日) までの間に、第3回試験の
希望者は、12月8日 (月曜日) から1月5日 (月曜日) までの
間に提出すること。
- 5 受験者への通知等
狩猟免許申請書を受理した後、受験者へ免許試験の日時及び場
所を指定した受験票を送付する。
申請者は、受験票の所定欄に申請前6か月以内に撮影した無帽
、正面、上三分身、無背景の縦3.0センチメートル、横2.4セン
チメートルの写真を貼り付け、試験当日持参すること。
- 6 狩猟免許試験の合格者
合格者には、狩猟免許状を交付する。
- 7 狩猟免許試験についての問い合わせ
宮崎県環境森林部自然環境課、西臼杵支庁若しくは各農林振興
局又は宮崎県猟友会に問い合わせること。

鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律 (平成14年法律第88号)
) 第51条第1項及び第4項の規定により、狩猟免許更新申請者に対
する講習及び適性検査を次のとおり実施する。

平成26年5月1日

宮崎県知事 河野俊嗣

- 1 講習及び適性検査の日時、会場等
別表のとおり
- 2 講習及び適性検査対象者
平成23年に狩猟免許を受けた者で、狩猟免許の更新を希望する
者
- 3 講習及び適性検査の内容
- (1) 講習
- ア 鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法令 1時間
- イ 鳥獣の判別及び猟具の取扱い 1時間
- ウ 鳥獣の保護管理に関する知識 1時間
- (2) 適性検査
- ア 視力検査 (矯正視力可)
- イ 聴力検査 (補聴器使用可)
- ウ 運動能力 (補助具使用可)
- 4 講習及び適性検査の申込み手続
講習及び適性検査を受けようとする者は、所定の狩猟免許更新
申請書及び審査票に所要事項を記入の上、次の各号に掲げるもの
を添付して、住所地を管轄する宮崎県西臼杵支庁及び各農林振興
局に講習開催日の10日前までに提出するものとする。

2 受験資格

宮崎県内に住所を有する者 (鳥獣の保護及び狩猟の適正化に
関する法律第40条の規定に該当する者を除く。)

3 狩猟免許試験の内容、順序等

狩猟免許試験は、第1回、第2回は網猟免許、わな猟免許、第
1種銃猟免許、第2種銃猟免許の試験、第3回はわな猟免許の試
験とし、それぞれ、狩猟に関する適性、技能及び知識について行
うが、これらの試験を行う順序は、知識試験及び適性試験 (1次
試験)、技能試験 (2次試験) とし、知識試験又は適性試験のい
ずれかに合格しなかった者は、技能試験を受けることができない
。

4 受験申込み手続

(1) 狩猟免許申請書及び受験票に必要事項を記入し、次の各号に
掲げるものを添えて提出すること。

ア 狩猟免許申請手数料 5,200円。ただし、鳥獣の保護及び狩

- (1) 狩猟免許更新申請手数料 2,900円 (宮崎県収入証紙を狩猟免許更新申請書に貼り付けて払い込むものとする。)
- (2) 52円の返信用郵便切手 (郵送を希望する場合に限る。)
1枚
- (3) 申請者が銃砲刀剣類所持等取締法 (昭和33年法律第6号) 第4条第1項第1号の規定による許可を現に受けている場合にあつては、当該許可に係る許可証の写し。この場合以外にあつては、医師の診断書 (鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律第40条第2号、第3号及び第4号に該当しない旨の診断書)
1通
- 5 審査票の交付
狩猟免許更新申請書を受領したときは、講習及び適性検査の会場並びに日時を指定して交付する。
申請者は、交付された審査票に写真 (最近6か月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦3.0センチメートル、横2.4センチメートルのもの) 1枚を貼り付けて当日持参すること。
- 6 講習及び適性検査の会場での受付
講習及び適性検査の会場では、申請者に交付した審査票で受け付けるものとする。審査票を持参しない者又は写真の貼り付けていない審査票を持参した者の講習及び適性検査の受付は行わないものとする。
- 7 狩猟免許更新申請書及び審査票の用紙は、宮崎県環境森林部自然環境課、西臼杵支庁及び各農林振興局並びに宮崎県猟友会において交付する。
- 8 その他
詳細については、宮崎県西臼杵支庁又は各農林振興局に問い合わせること。

別表

日 時	会 場	対象区域
7月15日 (火) 午後1時30分	宮崎県西臼杵支庁会議室 高千穂町大字三田井22	高千穂町
7月24日 (木) 午後1時30分	宮崎県西臼杵支庁会議室 高千穂町大字三田井22	日之影町、五ヶ瀬町
7月11日 (金) 午後1時30分	延岡社会教育センター 延岡市本小路39-1	延岡市
7月16日 (水) 午後1時30分	宮崎県東臼杵南部農業改良普及センター 日向市東郷町山陰辛 256-2	日向市、門川町
7月28日 (月) 午後1時30分	宮崎県林業技術センター 美郷町西郷田代1561-1	諸塚村、椎葉村、美郷町
7月9日 (水) 午後1時00分	西都市コミュニティセンター 西都市聖陵町2-26	西都市、西米良村
7月10日 (木) 午後1時00分	川南町農村環境改善センター	高鍋町、新富町、木城町、川南町、

	川南町大字川南 13680-1	都農町
7月2日 (水) 午後1時30分	宮崎県武道館会議室 宮崎市大字熊野2206-1	宮崎市、国富町、綾町
7月10日 (木) 午後1時00分	宮崎県西諸県農業改良普及センター 小林市駅南 300	小林市、えびの市、高原町
7月10日 (木) 午後1時30分	都城市中央公民館 都城市姫城町7-8	都城市、三股町
7月3日 (木) 午後1時00分	日南市南郷ハートフルセンター 日南市南郷町大字中村乙 7051-25	日南市、串間市
8月5日 (火) 午後1時30分	宮崎県庁6号館会議室 宮崎市橋通東2-10-1	県内一円

土地改良法 (昭和24年法律第195号) 第48条第9項において準用する同法第10条第1項の規定により、大淀川右岸土地改良区 (宮崎市) の土地改良事業計画 (維持管理事業) の変更を認可した。

平成26年5月1日

宮崎県知事 河野俊嗣

--	--